

パパイヤからの DNA 検出技術の改良について

平成 23 年 3 月 9 日

消費者庁

遺伝子組換えパパイヤ（パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統）及びその加工品に遺伝子組換えである旨の表示を義務付けることについては、昨年 3 月、JAS 法及び食品衛生法に基づく表示基準の改正について消費者委員会へ諮問したところ。

同年 5 月に開催された第 2 回食品表示部会において、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の調査でパパイヤジャムなど糖度の高い加工品の一部から DNA が検出できなかったことについて、適正な執行を担保する観点から、検出技術の改良等を進めるべきとの意見があった。

その後、消費者庁では、国立医薬品食品衛生研究所に検査法の開発を依頼し、検出技術の改良を進めてきた。

その結果、さらに多くのパパイヤ加工品について DNA の検出が可能となった。

これを受け、諮問案のとおり表示基準を改正することについて、関係省庁との協議が整い次第、パブリック・コメント及び WTO 通報を開始することとした。